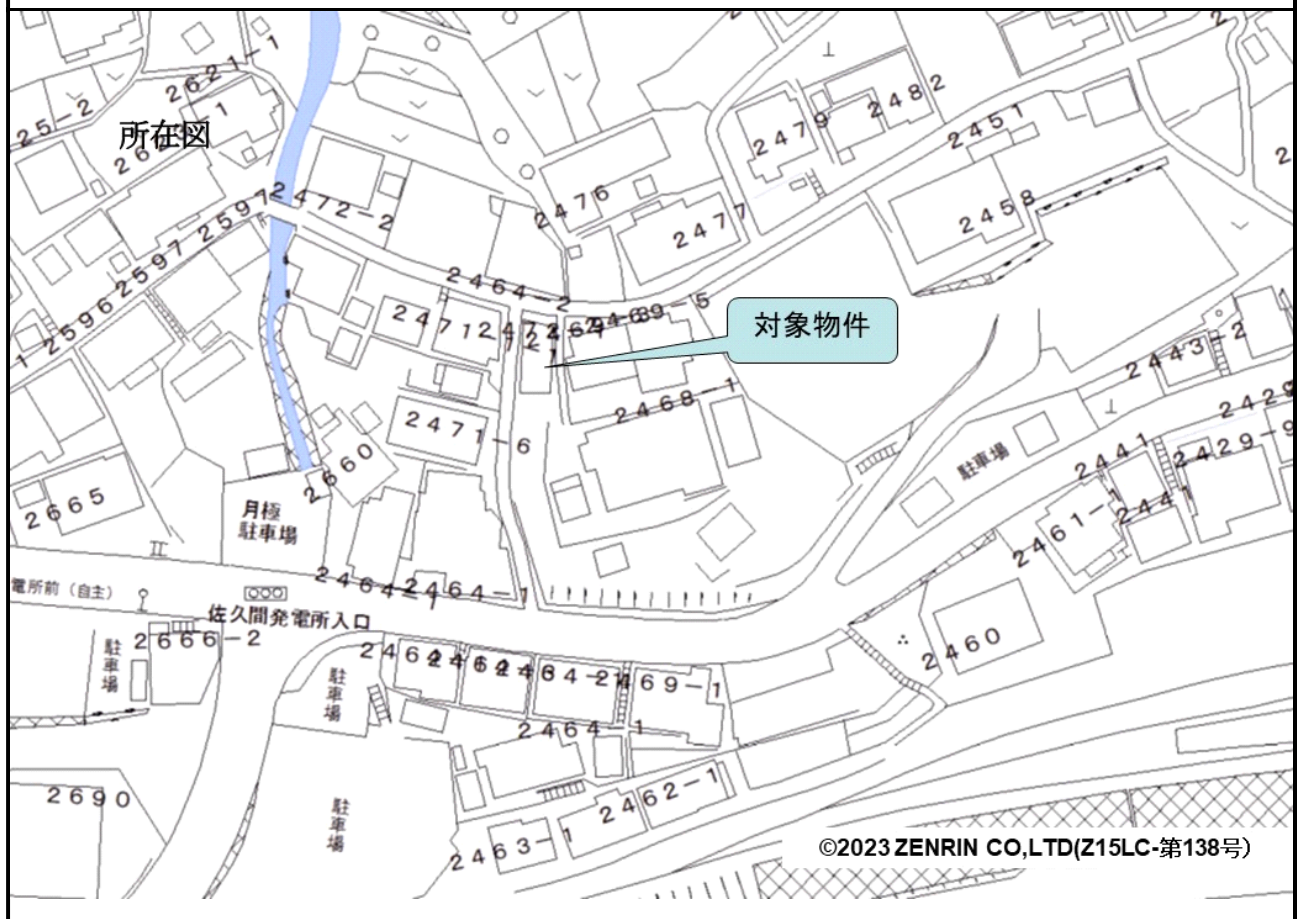
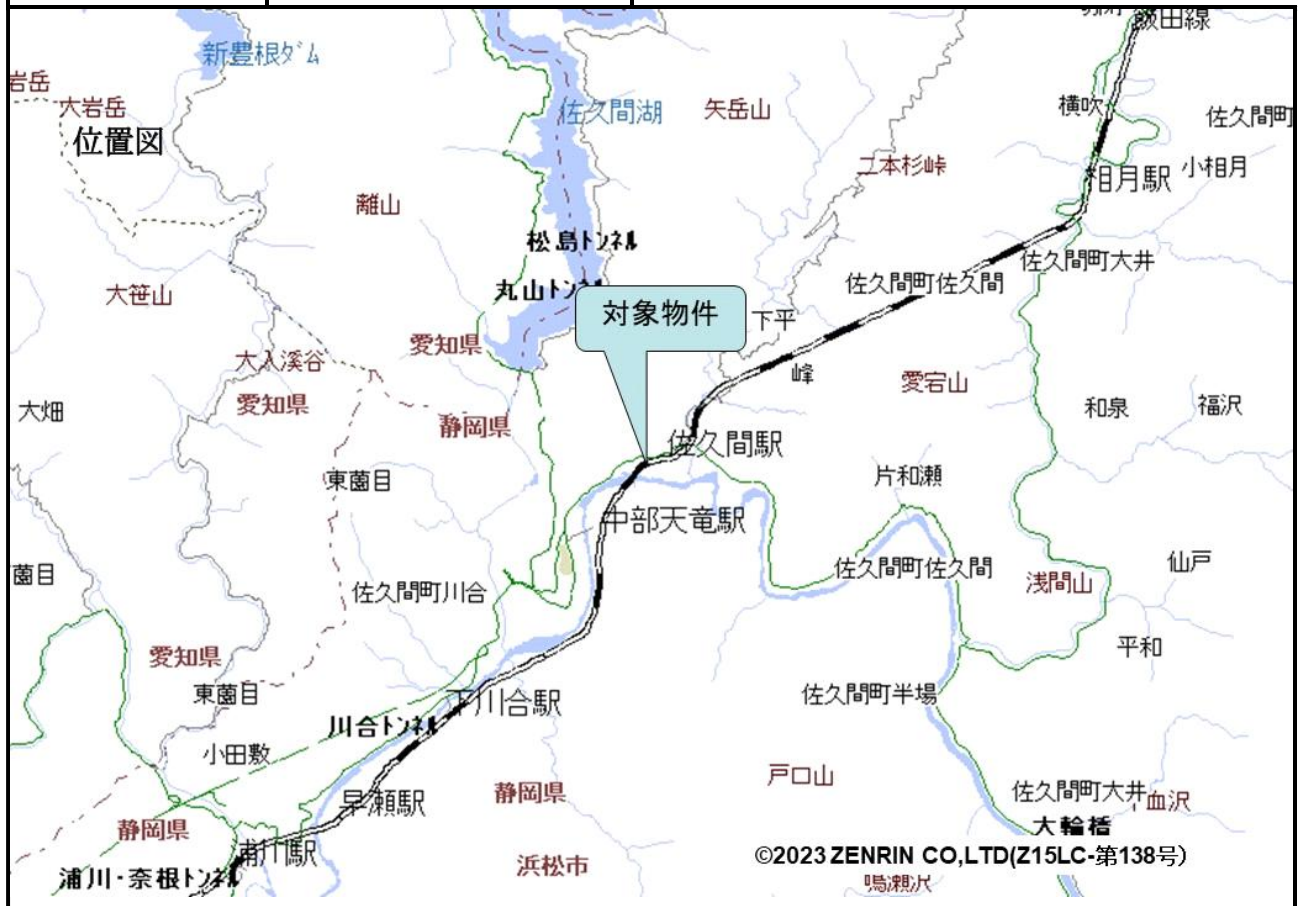


売却区分番号	2 3 3 5 - 1		
見 積 価 額	¥100,000	公 売 保 証 金	¥50,000
財 産 の 表 示	1 所在 静岡県浜松市天竜区佐久間町佐久間 地番 2 4 7 0 番 3 地目 畑 地積 56 m ² 以上登記簿による表示		
公 法 上 の 規 制	都市計画区域外 屋外広告物規制地域（第1種普通規制地域（100m規制地域）） 農業振興地域 農用地区域外		
接 道 状 況	北側 幅員約2.7m舗装市道 西側 幅員約1.8m舗装市道 東側 幅員約1.0m舗装赤道 各々ほぼ等高接面		
地 盤 ・ 地 勢	ほぼ平坦地		
使 用 状 況 等	第三者所有の建物（家屋番号2470番）の敷地として賃貸 賃借人の申立てによる現行地代（年額） 10,000円 賃貸借契約等の内容は不明		
特 記 事 項	買受人の資格その他の要件 現況非農地であるが、「買受適格証明書」の提出を要する。 土砂災害警戒区域		
住 居 表 示 等	静岡県浜松市天竜区佐久間町佐久間2472番地の1		
最 寄 駅 等	J R（東海） 飯田線 佐久間駅 徒歩約4分		
そ の 他 事 項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。		
留 意 事 項	公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。 1 公売財産については、あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。 2 公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関（国）は、担保責任を負いません。 3 執行機関（国）は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うことになります。 4 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。 5 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。 なお、売却区分番号内に複数の財産（財産が一つで所有者を異にする場合を含む。）があるものについては、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行います。		

売却区分番号

2 3 3 5 - 1



見取図



※建物等はおおよその位置・形状を示している。